

## 令和7年度阿久比町置き配袋有償配布事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町民が留守中であっても宅配物や郵便物を受け取ることができる荷受け袋（以下「置き配袋」という。）を利用し、宅配時の再配達を減らすことで、温室効果ガスの排出量の削減を図るため、町が購入した置き配袋の有償配布（以下「配布」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (配布総数)

第2条 町が配布する置き配袋の総数は、令和6年度末の保管数とする。

### (配布数)

第3条 配布する置き配袋は、1世帯につき1袋とする。

### (対象者)

第4条 置き配袋の配布を受けることができる者は、町内に住所を有する世帯に属する者とする。

### (申請等)

第5条 置き配袋の配布を受けようとする者は、令和7年度阿久比町置き配袋有償配布申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

2 置き配袋は、前項に規定する申請順で配布するものとし、配布総数に達した時点で終了とする。

### (費用)

第6条 置き配袋の配布を受けようとする者は、1袋につき2,000円を町に納めるものとする。

2 町長は、費用の納付確認後、速やかに置き配袋を引き渡すものとする。

### (返品)

第7条 配布を受けた置き配袋は、次のいずれかに該当する場合を除き返品できないものとする。

(1) 配布後7日以内に置き配袋に不具合が見つかったとき。

(2) その他町長が必要と認めたとき。

### (譲渡)

第8条 配布を受けた置き配袋は、第三者に転売又は譲渡してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。